

■労働関係指標

完全失業率	2月の完全失業率(季節調整値) 2.8% (前月に比べ0.2ポイント低下)	有効求人倍率	有効求人倍率(季節調整値) 1.43倍 (前月と同じ水準)
就業者数 (季節調整値)	6,483万人 (前月差21万人減少)	定期給与	現金給与総額(原数値) 262,869円 (前年同月比0.4%増)

Topics 1. 在宅勤務(テレワーク)制度導入の実務

在宅勤務とはその名の通り自宅で勤務を行う形態のことをいいます。テレワークといわれる情報通信技術を使い場所や時間にとらわれない柔軟な働き方の一つとして導入されています。近年では、多様化するライフスタイルに対応する働き方として、高齢化社会による労働力確保のため、国も普及・啓発に取り組んでいます。今回は新たに在宅勤務制度を導入する際に必要な規程等の整備や注意点についてご紹介いたします。

Point1 就業規則・在宅勤務規程等の整備

在宅勤務(テレワーク)導入にあたっては、そのルールについて就業規則を中心としてそれを補足する規程や手順を備えておく必要があります。規定内容のチェック項目は下表をご参照ください。

検証項目	内容
在宅勤務の適性	業務に慣れていない新入社員や自己管理能力の低い社員には在宅勤務を許可しないような一定の基準を取り決め「在宅勤務実施申請書」等で執務環境や在宅勤務の頻度を申請させる
業務連絡・報告の方法	始業・終業時の連絡方法や日常業務の進捗や報告方法等をルール化する必要があり、又、在宅勤務者へ指示する業務連絡方法についてもルール化する必要がある
労働時間	既存の就業規則が導入する在宅勤務に適用できるか ※変更する場合は就業規則・諸規定の改定
人事評価制度	既存の賃金制度で不利益が生じないか
手当	在宅勤務の実施頻度等による別の通勤手当支給基準を設ける必要があるかどうか 通信費や水道光熱費等の負担に代わる「在宅勤務手当」等を設ける必要があるかどうか
情報セキュリティ	情報(文書・電子データ)の持ち出しルールが既存の規定で対応できるか 又、自宅環境やパソコンの取扱いルールが必要か
労働災害	在宅勤務時における「私的な行為」は業務上災害にならないことから自宅以外の場所での勤務を認めるかどうか
健康管理	長時間労働や健康上悪影響のある不規則な勤務を防止するためのルールが必要かどうか 又、VDT作業、腰痛防止等健康管理のため通常勤務者以外の健康管理措置(産業医、保健師等の健康相談)が必要か
教育・研修	OJTの機会が少なくなることから教育・研修に不利益が生じないか
緊急時の対応	災害時の行動(避難場所等)や会社からの緊急連絡の方法、パソコン等の不具合時の対応等
費用負担の清算	消耗品(文具、紙等)、宅配便等を負担した場合の費用の清算方法
回覧物・定期会議	社内通知や回覧物が正しく情報が伝わるか重要度・緊急度をランク付けし予め通知ルールを決めておく 又、健康状態のチェックや疎外感を感じさせないため定期会議を開催するルール化も効果的である

(「企業のためのテレワーク導入運用ガイドブック」より一部編集 編集発行：国土交通省/総務省/厚生労働省/経済産業省 作成：日本テレワーク協会)

Point2 導入に際しての注意点

【労働時間などの管理】在宅勤務であっても、法定労働時間(週40時間/1日8時間)は適用されます。労働時間の把握が困難な場合に限っては、事業場外みなし労働時間制などを利用することも可能ですが、現在は様々な通信手段等がありますので、これらを用いて労働時間を把握・管理を行うようにしましょう。また、働く姿を直接確認できないため、仕事の進捗等が不透明とならないよう、その日の実施項目を上司に報告させるなどの仕組みを確立することが重要です。

【情報セキュリティ】在宅勤務(テレワーク)導入にあたり、経営者が一番懸念する点は情報漏洩といわれています。確かに社外で仕事を行うわけですから、そこから大量に漏洩することが懸念されます。不測の事態が起こらないようにルールを定め、人への教育、技術対策を制度導入前にしっかりと行うことが大切です。

厚生労働省でテレワーク導入に対する助成金制度もあります。詳細はこちらをご参照ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikiteletwork.html

トピック2. 年度更新のポイント

今年も労働保険の年度更新の時期になりました。概要および今年度の改正点をご紹介します。

Point1 労働保険の年度更新とは

労働保険料（労災保険料・雇用保険料）は、毎年4月から翌年3月までを保険年度としてその1年間に支払われた賃金の総額に保険料率をかけ、算出します。社会保険のように毎月納付するのではなく、1年分の保険料の概算と確定した保険料とを精算し、翌年分の概算保険料の申告とあわせて1年に一度納付します。これを「年度更新」と呼び、毎年6/1～7/10までに管轄の労働基準監督署へ申告をします。

Point2 平成29年度の保険料率

平成29年度概算から、雇用保険料率が以下の表のとおり引き下がります。

〈平成29年度の雇用保険料率〉

事業の種類	保険率	事業主負担率	被保険者負担率
一般の事業	9/1000 (11/1000)	6/1000 (7/1000)	3/1000 (4/1000)
農林水産・ 清酒製造の事業	11/1000 (13/1000)	7/1000 (8/1000)	4/1000 (5/1000)
建設の事業	12/1000 (14/1000)	8/1000 (9/1000)	4/1000 (5/1000)

※枠内下段は平成28年度の料率

「確定」と「概算」で料率が異なりますので計算の際にご注意ください。また、本年1月より65才以上の方も雇用保険の適用対象となりましたが、年度更新では昨年と同様に免除対象高齢労働者を確認し、賃金を別途集計する必要があります。

〔 確定から除外 → 昭和27年4月1日までに生まれた人 〕
〔 概算から除外 → 昭和28年4月1日までに生まれた人 〕

労災保険料については、今年度の改定はありません。

事業の種類ごとの労災保険料率は厚生労働省のサイトから確認することができます。

<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11200000-Roudoukijunkyoku/0000087001.pdf>

トピック3. 外国人介護人材の受け入れと新しい社会

先日、外国人雇用コンサルティング会社主催のセミナーにおいて、介護施設の運営事業者向けに「外国人介護士の労務管理」についてお話しさせていただきました。このセミナーは、日本の入国管理制度、外国人介護士の雇用戦略、外国人介護士向けのコンプライアンス整備といった内容も含み、これから始まる外国人介護人材の受け入れを先取りしたものでした。満員の会場と熱心なご質問から、関係者の方々の関心の高さを実感しました。一方、労務管理に関しては、「そういう留意点があることに初めて気づいたので、これから対応していきたい」という声が目立ちました。受け入れ関連法案は昨年11月に成立していますが、関係事業者の対応が進むのは、まだまだこれからという印象を受けました。

個人的には、外国人介護人材の受け入れは、日本に新しい社会をもたらす号砲だと思っています。それは、日本のこれまでの入管政策の根幹を覆す針の一穴だからです。これまで日本の入管は、外国人の就労は技術的・専門的分野に限るとし、単純労働は日本人の配偶者等の身分系在留資格、留学生、そして技能実習生によるもののみを限定的に認めてきました。しかし今回の法改正により、技能実習生にも介護という対人サービス業務を初めて加えました。国際戦略特区における家事代行サービスと合わせ、外国人による技術的・専門的とはいえ対人サービス分野での就労認可がはっきりと拡がり始めています。

これは、対人サービスを受ける側は、必ずしもこれまでのような阿吽の呼吸でスムーズなサービスを受けられるとは限らないことを意味し、雇用する側も、日本人従業員には適用されなかった法令を遵守したり、文化の違いを乗り越えて従業員を教育する必要が出てくることを意味します。

島国である日本では、伝統的に外国人移民に対するアレルギーが強いですが、超少子高齢化の進展により、社会が変わらざるを得なくなっているのでしょう。サービスを受ける個人にも、雇用する事業者にも、この新しい社会に適應するチャレンジが始まりつつあります。

国際業務推進チーム・ディレクター 米国税理士 成田元男

編集後記《皐月》 亀にのる季節

新しい年度が始まり早くも一ヶ月が過ぎました。肌寒い日々もなくなり、暖かく過ごしやすい季節になってきました。5月はゴールデンウィークなどもあり、車で出かける機会も多くなるかと思えます。そのため、この時期に頻繁に遭遇するのが「渋滞」です。

私は昨年のゴールデンウィークにバーベキューをするために、東京湾アクアラインを使って友人達と車で現地に向いました。途中、大渋滞にはまり通常なら15分で通過できるところを6時間近くかかって現地に着くことになり、結局バーベキューをせ

ずに帰る羽目になってしまいました。

そんな休日の予定を壊す渋滞ですが、私は嫌いではありません。なぜなら、時間を潰すために始めた会話が思いのほか盛り上がることや、流していた音楽に合わせていつの間にか全員で熱唱するなど、車中で起きる何気ないことを楽しむことが好きだからです。

渋滞の影響で移動スピードが亀のように遅く、当初の予定通りの休日を過ごせなくても、これからは私はその亀に乗っている時に起きる何気ないことを楽しみ、狭い車内で過ごす長い退屈な時間も楽しい時間に変えていきたいと思っています。

(邦)



Facebook 随時更新★ いいね! お待ちしています♪
Facebookにて最新情報をお届けしております
<https://www.facebook.com/arcandpartners>



プライバシーマークを
取得いたしました



10840560